

刈谷市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する
条例をここに公布する。

令和6年3月27日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市条例第2号

刈谷市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部
を改正する条例

刈谷市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年条例
第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「のうち規則等（執行機関の規則、水道事業管理規程及び議会の
規程をいう。以下同じ。）で定めるもの」を削り、「規則等」の次に「（執行機関の
規則、水道事業管理規程及び議会の規程をいう。以下同じ。）」を加える。

第4条第1項、第5条第1項及び第6条第1項中「のうち規則等で定めるもの」
を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

刈谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月27日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市条例第3号

刈谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

刈谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年条例第33号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

(5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

(6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第3条第1項第3号中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)の施行の日から施行する。

刈谷市職員の育児休業等に関する条例及び刈谷市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月27日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市条例第4号

刈谷市職員の育児休業等に関する条例及び刈谷市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(刈谷市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 刈谷市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を削る。

(刈谷市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 刈谷市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第15条の次に次の1条を加える。

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第15条の2 給与条例第19条の5の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前条第2項及び第3項の規定は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。

第25条の次に次の1条を加える。

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第25条の2 給与条例第19条の5の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ないものとして市長が規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第19条の5第2項第1号中「勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退

職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額」とあるのは「勤勉手当基礎額」と、同条第3項中「基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市長が規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。

附則に次の1項を加える。

(勤勉手当の支給率改定の特例)

6 第15条の2第1項及び第25条の2第1項の規定により給与条例第19条の5第2項の規定を準用する場合において、同項に規定する勤勉手当基礎額に乗じる任命権者が定める割合(以下この項において「支給率」という。)の改定が行われるときにおける会計年度任用職員の勤勉手当の支給率は、当該改定に係る条例の規定にかかわらず、当該会計年度任用職員の採用の日が属する年度の初日における支給率によるものとする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月27日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市条例第5号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例(昭和26年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条中「単身赴任手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加える。

第11条の2の次に次の1条を加える。

(在宅勤務等手当)

第11条の3 住居その他これに準ずるものとして市長が規則で定める場所において、正規の勤務時間(休暇により勤務しない時間その他市長が規則で定める時間を除く。)の全部を勤務することを、市長が規則で定める期間以上の期間について1か月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。

3 前2項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

第20条中「単身赴任手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

刈谷市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月27日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市条例第6号

刈谷市手数料条例の一部を改正する条例

刈谷市手数料条例（昭和26年条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第2の33の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表39の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改め、同表44の項及び50の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表中79の項を81の項とし、69の項から78の項までを2項ずつ繰り下げ、同表68の項中「67の項」を「69の項」に改め、同項を同表70の項とし、同表中67の項を69の項とし、66の項を68の項とし、65の項を67の項とし、64の項の次に次のように加える。

65 既存建築物の敷地と道路の関係に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1件につき	27,000円
66 既存建築物の道路内における制限の適用除外に係る認定申請手数料	1件につき	27,000円

別表第2備考第6項及び第7項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

刈谷市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月27日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市条例第7号

刈谷市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

刈谷市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条を次のように改める。

（設置）

第1条 こども基本法（令和4年法律第77号）第13条第3項及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項の規定に基づき、刈谷市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 子育て会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1）こども計画（こども基本法第10条第2項に規定する市町村こども計画をいう。）の策定及び推進に関し必要な事項を調査審議すること。
- （2）こども施策（こども基本法第2条第2項に規定するこども施策をいう。以下同じ。）に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うこと。
- （3）子ども・子育て支援法第72条第1項各号に掲げる事務を処理すること。

第3条第2項第2号中「子ども」を「こども」に改め、同項第3号中「子ども及び子どもの保護者に対する支援」を「こども施策」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

刈谷市青山斎園条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年3月27日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市条例第8号

刈谷市青山斎園条例の一部を改正する条例

刈谷市青山斎園条例（昭和56年条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表中「50,000円」を「70,000円」に、「30,000」を「40,000」に、「15,000」を「20,000」に改め、同表備考第1号を次のように改める。

（1）市内とは、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 死亡の際に市内に住所を有していた者（死産児にあつては、市内に住所を有する者が出産した死児）に係る使用である場合

イ 死亡の際に市外の入所施設等に入所等していた者であつて、住所地特例の適用を受けていたものに係る使用である場合

ウ 使用者（死亡した者の親族であつて、葬祭を行うものに限る。）が市内に住所を有する者である場合（ア及びイに掲げる場合を除く。）

エ 第8条第2項本文に規定する場合

別表第1の2（1）の表備考第1号中「死亡の際、市内に住所を有していた者に係る使用」を「1の表備考第1号アからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの」に改め、別表第1の2（2）の表備考第1号を次のように改める。

（1）市内とは、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 告別式に引き続いて行う初七日（初七日及びこれに類するものをいう。）に係る使用又は火葬場の使用を伴う使用にあつては、1の表備考第1号アからウまでに掲げる場合

イ アに規定する使用以外の使用にあつては、使用者が市内に住所を有する者である場合

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の刈谷市青山斎園条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

刈谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月27日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市条例第9号

刈谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

刈谷市国民健康保険税条例（昭和35年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の5.3」を「100分の6.25」に改める。

第4条中「26,000円」を「29,300円」に改める。

第6条中「100分の1.7」を「100分の2.21」に改める。

第7条中「4,000円」を「7,800円」に改める。

第7条の2第1号中「4,000円」を「5,700円」に改め、同条第2号中「2,000円」を「2,850円」に改め、同条第3号中「3,000円」を「4,275円」に改める。

第8条中「100分の1.8」を「100分の2.11」に改める。

第9条中「10,800円」を「11,800円」に改める。

第9条の2中「3,600円」を「4,800円」に改める。

第23条第1項第1号ア中「18,200円」を「20,510円」に改め、同号ウ中「2,800円」を「5,460円」に改め、同号エ（ア）中「2,800円」を「3,990円」に改め、同号エ（イ）中「1,400円」を「1,995円」に改め、同号エ（ウ）中「2,100円」を「2,993円」に改め、同号オ中「7,560円」を「8,260円」に改め、同号カ中「2,520円」を「3,360円」に改め、同項第2号ア中「13,000円」を「14,650円」に改め、同号ウ中「2,000円」を「3,900円」に改め、同号エ（ア）中「2,000円」を「2,850円」に改め、同号エ（イ）中「1,000円」を「1,425円」に改め、同号エ（ウ）中「1,500円」を「2,138円」に改め、同号オ中「5,400円」を「5,900円」に改め、同号カ中「1,800円」を「2,400円」に改め、同項第3号ア中「5,200円」を「5,860円」に改め、同号ウ中「800円」を「1,560円」に改め、同号エ（ア）中「800円」を「1,140円」に改め、同号エ（イ）中「400円」を「570円」に

改め、同号エ（ウ）中「600円」を「855円」に改め、同号オ中「2,160円」を「2,360円」に改め、同号カ中「720円」を「960円」に改め、同条第2項第1号ア中「3,900円」を「4,395円」に改め、同号イ中「6,500円」を「7,325円」に改め、同号ウ中「10,400円」を「11,720円」に改め、同号エ中「13,000円」を「14,650円」に改め、同項第2号ア中「600円」を「1,170円」に改め、同号イ中「1,000円」を「1,950円」に改め、同号ウ中「1,600円」を「3,120円」に改め、同号エ中「2,000円」を「3,900円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の刈谷市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

刈谷市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月27日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市条例第10号

刈谷市介護保険条例の一部を改正する条例

刈谷市介護保険条例（平成12年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「24,960円」を「25,080円」に改め、同項第2号中「40,560円」を「41,400円」に改め、同項第3号中「40,560円」を「41,760円」に改め、同項第4号中「53,040円」を「60,120円」に改め、同項第5号中「62,400円」を「70,800円」に改め、同項第6号中「74,880円」を「84,960円」に改め、同号イ中「又は第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イ」に改め、同項第7号中「81,120円」を「92,040円」に改め、同号イ中「又は第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イ」に改め、同項第8号中「93,600円」を「106,200円」に改め、同号イ中「又は第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イ」に改め、同項第9号中「106,080円」を「120,360円」に改め、同号ア中「400万円」を「420万円」に改め、同号イ中「又は第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イ」に改め、同項第10号中「118,560円」を「134,520円」に改め、同号ア中「500万円」を「520万円」に改め、同号イ中「又は第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イ」に改め、同項第11号中「131,040円」を「148,680円」に改め、同号ア中「700万円」を「620万円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イ」に改め、同項第12号中「143,520円」を「162,840円」に改め、同号ア中「1,000万円」を「720万円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「、次号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イ」を加え、同項第13号中「156,000円」を「283,200円」に改め、同号を同項第17号とし、

同項第12号の次に次の4号を加える。

(13) 次のいずれかに該当する者 177,000円

ア 合計所得金額が1,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。）

(14) 次のいずれかに該当する者 198,240円

ア 合計所得金額が1,500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第16号イに該当する者を除く。）

(15) 次のいずれかに該当する者 226,560円

ア 合計所得金額が3,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(16) 次のいずれかに該当する者 254,880円

ア 合計所得金額が4,500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第3条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「12,480円」を「13,080円」に改め、同条第3項中「令和

3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「12,480円」を「13,080円」に、「24,960円」を「27,240円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「12,480円」を「13,080円」に、「37,440円」を「41,400円」に改める。

第4条第4項中「すべて」を「全て」に改める。

第5条第3項中「同号」を「同号イ」に、「(1)」を「同号イ(1)」に、「若しくは第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ若しくは第16号イ」に、「同項第1号から第12号まで」を「同項第1号から第16号まで」に改める。

第11条第2項中「の前日」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の刈谷市介護保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

刈谷市下水道事業の設置等に関する条例及び刈谷市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月27日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市条例第11号

刈谷市下水道事業の設置等に関する条例及び刈谷市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(刈谷市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 刈谷市下水道事業の設置等に関する条例(平成28年条例第37号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(刈谷市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 刈谷市水道事業の設置等に関する条例(昭和41年条例第40号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

刈谷市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月27日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市条例第12号

刈谷市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

刈谷市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「8,900円」を「9,100円」に改める。

別表中「12,440円」を「12,500円」に、「13,320円」を「13,350円」に、「10,670円」を「10,800円」に、「11,550円」を「11,650円」に、「8,900円」を「9,100円」に、「9,790円」を「9,950円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第5条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金について適用し、その他の損害補償については、なお従前の例による。

刈谷市図書館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月27日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市条例第13号

刈谷市図書館条例の一部を改正する条例

刈谷市図書館条例（平成2年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条の表を削り、同条に次の各号を加える。

（1）名称 刈谷市富士松図書館

（2）位置 刈谷市東境町神田32番地2

附 則

この条例は、令和6年6月1日から施行する。

企業職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月27日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市条例第14号

企業職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

企業職員の給与に関する条例（昭和42年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「単身赴任手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加える。

第6条の2の次に次の1条を加える。

（在宅勤務等手当）

第6条の3 在宅勤務等手当は、1月当たり10日を超えて、住居その他これに準ずる場所で正規の勤務時間の全部を勤務することを命ぜられた職員に対して支給する。

第17条第2項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、「、期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、同条第3項中「第12条、第14条から第15条まで」を「第12条から第15条まで」に改め、「、第16条の3中「期末手当及び勤勉手当」とあるのは「期末手当」と」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

刈谷市水道給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月27日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市条例第15号

刈谷市水道給水条例の一部を改正する条例

刈谷市水道給水条例（平成9年条例第44号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項、第33条第2項ただし書及び第39条第1号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

刈谷市水道事業及び下水道事業審議会条例を次のように定めるものとする。

令和6年3月27日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市条例第16号

刈谷市水道事業及び下水道事業審議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、刈谷市水道事業及び下水道事業審議会（以下「審議会」という。）の設置及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 水道事業及び下水道事業の適正かつ効率的な経営を図るため、審議会を置く。

(所掌事務)

第3条 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 水道事業及び下水道事業の経営及び計画全般に関する事項
- (2) 水道料金及び下水道使用料に関する事項
- (3) 市長からの諮問に関する事項
- (4) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第4条 審議会は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第5条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第6条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 前項の場合においては、議長は、委員として議決に加わることができない。

(意見の聴取等)

第8条 会長は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、水資源部水道課及び下水道課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(刈谷市報酬額及び費用弁償額並びにその支給方法に関する条例の一部改正)
- 2 刈谷市報酬額及び費用弁償額並びにその支給方法に関する条例（昭和32年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第50号を第51号とし、第49号の次に次の1号を加える。

(50) 水道事業及び下水道事業審議会委員 日額 6,400円

第4条第2項ただし書中「第2条第1項第50号」を「第2条第1項第51号」に改める。